2026 年 11 月 25 日
損保ジャパン DC 証券株式会社

**【iDeCo の制度改正（2026 年 12 月 1 日施行）関連】**
**60 歳以上の方の要件緩和による加入手続きに関するご案内**

2026 年 12 月 1 日施行の制度改正により、60 歳以上の iDeCo 加入要件が緩和され、さらに加入可能年齢の上限が 65 歳未満から 70 歳未満に引き上げられます。

これに伴い、対象となるお客さまにつきましては、所定のお手続きにより iDeCo の「第 5 号加入者」としてお申込みいただけるようになります。なお、iDeCo 加入中のお客さまが資格喪失年齢に到達した場合、自動的には第 5 号加入者へ移行しません。継続加入（掛金の拠出）を希望される場合はお手続きが必要ですのでご注意ください。

新規加入または継続加入をご希望の方は、下記の詳細をご確認のうえお手続きをお願いいたします。

記

## 1. 第 5 号加入者の概要

（１） 加入要件

| 現行（2026 年 11 月以前） | 改正後（2026 年 12 月以降） |
|---|---|
| 60 歳以上 **65 歳未満**の者について、**国民年金の第 2 号被保険者・任意加入被保険者**であれば加入が可能。<br><br>※65 歳以上 75 歳未満の国民年金の第 2 号被保険者（＝老齢または退職を事由とする年金給付の受給権を有しない厚生年金被保険者）も加入が可能<br>※ただし、iDeCo や老齢基礎年金・老齢厚生年金の老齢給付金を受給した者、企業型 DC の拠出を年単位化している者、マッチング拠出を利用している者は対象外 | 現行の対象者に加えて、60 歳以上 **70 歳未満**の者について、**国民年金の被保険者でなくても**、下記のいずれかの条件を満たせば加入が可能。<br>（1）加入申出日前日時点で iDeCo の加入者であった者（加入を継続できます）<br>（2）加入申出日前日時点で iDeCo の運用指図者であった者<br>（3）企業年金等の資産を iDeCo に移換する者<br><br>※施行日から 3 年を経過するまでは上記 3 つの条件を満たさなくても加入が可能（＝経過措置）<br>※ただし、iDeCo や老齢基礎年金の老齢給付金を受給した者、企業型 DC の拠出を年単位化している者、マッチング拠出を利用している者は対象外 |

（２） 拠出限度額

**月額 6.2 万円**

※他年金制度（企業型 DC、DB や公務員共済など）に加入している場合の拠出限度額は「iDeCo 掛金」＋「他制度掛金相当額等」の合算で月額 6.2 万円

## 2. iDeCo 加入中のお客さまに関するご注意事項

iDeCo に加入中の「60 歳未満の第 1 号被保険者・第 3 号被保険者の方」は 60 歳到達時、「65 歳未満の第 2 号被保険者・任意加入被保険者の方」は 65 歳到達時に加入者資格喪失（掛金拠出の終了）となり、自動的に第 5 号加入者へ移行することはありません。加入の継続をご希望される場合は、所定の書類をご提出いただく必要がありますので、後記 3. をご参照のうえお手続きを行ってください。

## 3. お手続き方法

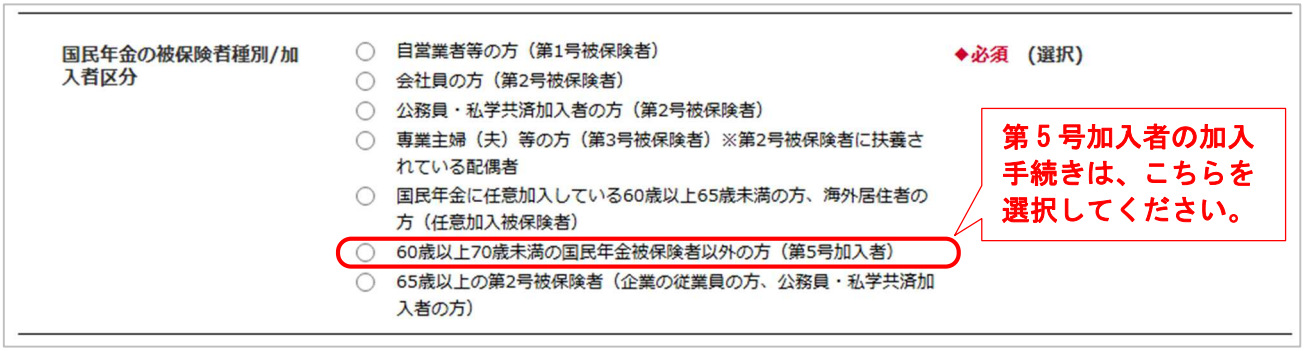
（１） 申込書類の請求方法

後記（２）資料請求画面のリンク先から資料を請求してください。
加入手続きに必要な書類と資料をセットした「スターターキット」をお送りしますので、書類をご記入のうえ、同封の返信用封筒でご提出ください。

（注１）第 5 号加入者の加入手続きは、「iDeCo オンライン申込」はご利用いただけません。
（注２）iDeCo に加入中の方が「種別変更」の手続きで第 5 号加入者に変更することはできません。

資料請求画面の選択要領

「国民年金の被保険者種別／加入者区分」を選択する欄がありますので、第 5 号加入者の方は下図の赤字部分を選択してください。




※一番下の区分は「65 歳以上の厚生年金被保険者のうち、老齢または退職を支給事由とする年金（老齢基礎年金など）の受給資格を満たしていない方」のみが対象です。受給資格を満たしている方は第 5 号加入者を選択してください。

（２） 資料請求画面リンク

iDeCo 資料請求｜損保ジャパン DC 証券 ハッピーエイジング 401k プラン

（３） 受付開始日

2026 年 12 月 1 日（火）
※資料請求は本日から可能です。

以上